

新型コロナウイルス感染症に関する対応について (長崎県の特別警戒警報の継続を受けて令和3年1月16日)

長崎県内における新型コロナウイルス感染症については、12月から急増し、1月8日には、1日あたり過去最多となる60人の感染者が発生するなど、長崎県内においては医療提供体制がひっ迫する大変厳しい状況が続いており、これ以上の感染拡大が続くと外来や入院など一般診療にも大きな影響を及ぼす事態が目前に迫っております。長崎県においては、1月6日(水)に「特別警戒警報」を発出し、歯止めがかからない状況を受け、期間延長、あらたに本日、「不要不急の外出自粛」、「飲食店への営業時間の短縮」などの要請が出されたところです。

本市においても連日のように感染者が発生しており、1月8日には過去最多となる17名の感染者が発生するなど、病床の占有率が6割に近づき、市中感染が広がっており、家庭内感染も増加傾向にあることから医療関係者の方々にかかる負担を減らし、医療体制を確保するために、佐世保市として「医療緊急事態宣言」を発出しますので、市民の皆さまの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

【佐世保市からのお願い】

■医療体制を確保するために基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

感染拡大を止めるには、一人一人が基本的な感染対策の「徹底」と「継続」した取り組みがもっとも大切です。

(基本的な感染対策)

- ・マスクを必ず着用し、最大限3密を避けるようにしてください。
- ・手洗い・手指消毒・室内の換気を徹底してください。
- ・会食については、アルコールや大人数・長時間を避け、静かな会食を心掛けてください。

【特別警戒警報発令継続に伴う要請】 《県内全域》 要請期間1月18日(月)～2月7日(日)

- ① 不要不急の外出自粛をお願いします。
- ② 県外や離島地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き、自粛してください。
- ③ 事業者の皆さまには、在宅勤務等を推進し、出勤者の半減に協力をお願いします。
- ④ 飲食店等を対象に夜8時までの営業時間の短縮を要請します。 ※1月20日(水)から

※営業時間短縮要請

対象 県内全域における

- ① 飲食店(テイクアウトサービスを除く)
- ② 遊興施設(キャバレー、スナック、カラオケボックス等)

※①②のうち食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗

営業時間 朝5時から夜8時まで(酒類提供は夜7時まで)

要請期間 1月20日(水)～2月7日(日)

協力金 全期間実施を条件に1店舗76万円

実施体制 県・市町共同 注 詳細は県ホームページで案内

【市が主催、共催するイベントや市が関係する施設等の対応について】 2/7まで延長

- ・イベント及び会合などについては、原則、中止または延期とします。
- ・高齢者など重症化リスクの高い方の利用が多い施設などについては、引き続き休館いたします。
6施設(いでゆ荘・鹿町温泉・しかまち活性化施設・やすらぎ荘・あたご荘・よいし荘)
- ・その他施設については、感染防止対策を徹底しながら継続していきます。
- ・下記については原則、中止又は延期など慎重に判断をお願いします。
 - ① 会食などマスクを外す、または大きな声や息を発する場面があるもの。
 - ② 身体などの接触等がある場面があるもの。
 - ③ 上記以外で飛沫や接触により感染リスクが高いと考えられるもの。

**新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、地域の医療体制を確保するため
一人一人が基本的な感染症対策の「徹底」に「継続」して取り組みましょう。**